

可児市エコドーム開催団体募集要項

(趣旨)

第1条 この要項は、常設型市民リサイクルステーション「可児市エコドーム」（以下「エコドーム」という。）において資源回収を開催する団体を市が募集することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要項において、次に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによる。

- (1) リサイクル資源 市内の一般家庭で生じた再利用資源又は再生資源をいう。
- (2) 開催団体 資源回収を開催する団体の募集に応募し、市の決定を受けエコドーム内においてリサイクル資源を回収する団体をいう。
- (3) 利用者 エコドーム内においてリサイクル資源を排出する、事業者以外の市内居住者をいう。
- (4) 開催期間 開催団体がエコドーム内において活動する期間をいう。
- (5) 開場時間 利用者がエコドーム内においてリサイクル資源を排出する日及び時間をいう。

(開催団体の募集)

第3条 開催期間は毎年4月1日から翌年3月31日までの一年間とし、開催団体は広報紙等で公募するものとする。

2 開催団体の申込期間は前年度の11月1日から30日とする。

ただし、申込開始日及び締切日が土日祝の場合は、その直後の開庁日とする。

3 開催を希望する団体は、可児市エコドーム開催団体申請書（別記様式1）に必要事項を記入し、前項で定める期間内に市へ提出する（郵送による提出の場合は、当日消印有効とする。）ものとする。

(開催団体)

第4条 開催団体は、次の各号に定める事項をすべて満たしていなくてはならない。

- (1) 主に可児市内で活動する、営利を目的としない団体であること。
- (2) エコドーム開場時間に常時6名以上が出席し、利用者に対してリサイクル資源の排出方法等の呼びかけができること。
- (3) 開催期間を通じて、市が定める開催日に活動できること。
- (4) 可児市の廃棄物およびリサイクル行政を理解し、協力できること。
- (5) リサイクル資源を回収する目的以外でエコドームを使用しないこと。

(開催団体の決定)

第5条 市は、申請を受理したときは前条に規定する事項を審査し、開催団体を決定するときは、可児市廃棄物減量等審議会の意見を聴くものとする。

2 市は、開催団体を決定したときは、当該団体へ可児市エコドーム開催団体決定通知書

(別記様式2)を交付する。

- 3 市は、使用者が前条の規定に違反する行為があると認められるときは、その決定を取り消すことができるものとする。

(回収品目)

第6条 開催団体は、別表に定めるリサイクル資源のみを回収すること。

- 2 家庭用廃食用油、古着類、廃乾電池・蛍光灯、使用済み小型家電、羽毛ふとんについては市が回収拠点としているため、開催団体は利用者への排出指導を行うこと。ペットボトルキャップについても同様とする。

(リサイクル資源売却代金の取扱い)

第7条 エコドームで回収したリサイクル資源の所有権については、次のとおりとする。

(1) 紙類 開催団体

(2) その他 市

- 2 前項で規定する所有権に基づき、開催団体は紙類の引き渡し業者と契約を結ぶものとする。

(奨励金の交付)

第8条 開催団体がエコドームで回収したリサイクル資源のうち、紙類及び金属類については、可児市資源集団回収事業奨励金交付要綱(平成2年可児市訓令甲第17号)の規定により奨励金を交付する。

(原状回復及び損害賠償の義務)

第9条 開催団体は、開催期間を終えたときは、直ちにエコドームを原状に回復しなければならない。

- 2 開催団体がその責めに帰すべき事由によりエコドームの設備若しくは器物を汚損し、き損し、又は滅失したときは、これを現状に回復し、又は損害を賠償しなければならない。ただし、市長が原状に回復し、又は損害を賠償させることが適当でないと認めたときは、この限りでない。

付 則

この要項は、令和4年9月1日から施行する。

別表(第6条関係)

リサイクル資源名	備 考
紙類	新聞紙、折り込みチラシ、雑誌・雑紙、紙パック、段ボール、紙容器・包装紙
缶類	スチール缶、アルミ缶
びん類	無色のびん、茶色のびん、その他色のびん、生きびん

プラスチック類	発泡スチロール・トレイ、ペットボトル (ペットボトルキャップについては回収箱を設置する)
家庭用廃食用油 (※)	回収ボックスを設置する。
古着類 (※)	回収袋を設置する。
廃乾電池・蛍光灯等 (※)	回収ボックスを設置する。
使用済み小型家電 (※)	回収ボックスを設置する。
羽毛ふとん (※)	回収袋を設置する。
ダウンジャケット (※)	回収袋を設置する。

※については、利用者への排出指導を行う。

年 月 日

可児市長 様

可児市エコドーム開催団体申請書

【申込者】

住 所

団体名

代表者

電話番号

私たちの団体は、以下の条件を承諾し、可児市エコドームの開催を申し込みます。

【申込条件】

- 1 私たちの団体は主に可児市内で活動し、その活動は営利を目的としていません。
- 2 私たちの団体は、 年 月 日から 年 月 日までの1年間、市が指定した日時に可児市エコドームを継続して開催します。
- 3 可児市エコドームの開催時間（午前9時から正午まで）中は、常時6名以上が出席し、利用者に対してリサイクル資源の排出方法などを呼びかけます。
- 4 私たちの団体は、可児市の廃棄物およびリサイクル行政を十分理解し、協力していきます。

【団体の概要・活動内容】

具体的にご記入ください。活動内容がわかる資料等があれば添付してください。

.....

.....

.....

.....

.....

.....

【開催希望日】

（希望する曜日・週に○をつけてください）

火曜日

木曜日

第1週

第2週

第3週

第4週

第5週

※開催時間はいずれも午前9時から正午（ただし準備、片付けは別）

※申込団体が多数の場合は市で調整させていただきます。必ずしもご希望に添えない可能性があるのでご了承ください。

環第 号
年 月 日

様

可児市長

可児市エコドーム開催団体決定通知書

年 月 日付けで申し込みのあった可児市エコドーム開催団体申請について、以下のとおり決定しましたので通知します。

記

開催期間 年 月 日 から 年 月 日 まで

開催日時 上記期間のうち、毎月 曜日の から まで

注意事項

1. 市が指定するリサイクル資源の回収をし、分別方法などを利用者に
対し指導・啓蒙してください。
2. 開催時間を厳守するとともに、準備、後片付けも行ってください。
3. 施設の使用料は無償とします。
4. 事業活動によって生じたものは回収しないでください。万一、来場
した事業者にはその旨を周知してください。
5. 施設内は火気厳禁です。
6. 施設内の備品は持ち出さないでください。
7. 施設内の電化製品は正しく使用してください。
8. 使用後はエコドーム管理棟及びトイレを必ず清掃するとともに原状
回復するようにしてください。
9. エコドーム内の設備若しくは器物を毀損し、または滅失したときは、
直ちに市へ報告してください。状況により、相当額を弁償してい
ただくことがあります。
10. 風水害のおそれがあるときは、開催の中止を要請することがありま
す。
11. 不測の事由及び天変地異などの不可抗力によって事故が発生した場
合、市は責任を負えませんのであらかじめご了承ください。
12. 開催期間の自動更新は行いません。
13. その他、市の方針に従って運営してください。